

# 香芝警察署からのお知らせ

高齢ドライバーの皆さんへ  
 運転に自信がなくなったら・・・  
 家族から「運転が心配」と言われたら・・・  
 運転免許の自主返納を考えてみてはいかがでしょうか。



## ■ 自主返納の手続き案内

- 申請取消は高齢等の理由で有効期限のある免許証を返納又は一部取消をする手続きです。
- この手続きは代理人の申請はできません。必ずご本人が申請してください。
- 申請取消手続き後は、免許は取り消され、運転されると無免許運転になります。
- また復活手続きはできませんので、改めて免許を取得することになります。

| 受付場所  | 運転免許センター<br>※ 橿原署管内の方に限ります   | 住所地の警察署                      |
|-------|--|------------------------------|
| 受付曜日  | 月～金<br>土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は受付しません。   |                              |
| 受付時間  | 午前9:30～11:30<br>午後2:00～ 4:00   | 午前8:30～12:00<br>午後1:00～ 4:00 |
| 必要なもの | <p>◎運転免許証<br/>                     場合により必要なもの</p> <p>○運転免許証を紛失等されている方は<br/>                     印鑑、身分証明書(住民票、健康保険証、パスポート、年金手帳等)が必要です。<br/>                     ※免許証の返還を希望される方は再交付同時となり、再交付手数料がかかります。</p> <p>○運転免許証の一部取消申請をされる方は<br/>                     申請用写真1枚が必要です。(※免許センターは写真は不要です。)<br/>                     ※手数料は原則は不要ですが、現在お持ちでない下位免種を希望される方は<br/>                     免許証交付手数料が必要になります。<br/>                     また、免許証を紛失等されている方は再交付手続きを行ってから、再交付後の免許証での申請となります。(再交付手数料がかかります。)</p> |                              |
| その他   | <p>◎ 一部取消申請後の運転免許証の交付は約2週間後になります。<br/>                     ※免許センターは即日交付(約2時間)。ただし、再交付と同時の場合は再交付の受付時間にお越し下さい。</p> <p>◎ 更新手続き中の方は、申請手続きをすることはできません。更新手続きが終了したあとで申請してください。</p> <p>◎ 上位免種を残したまま、下位免種のみ的一部申請取消しはできません。</p> <p>◎ 免許証住所が他府県の方は奈良県に転入手続き後の申請になります。</p> <p>◎ 申請されても、審査の結果受理できない場合があります。</p>   |                              |

◎ 申請用写真～縦3cm、横2.4cm、6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の鮮明なもの

**運転免許を自主返納した方は「運転経歴証明書」を申請することができます。**

※ 「運転経歴証明書」を提示することで、協力店で様々な特典を受けることができます。(別添一覧表参照)

※ 運転免許自主返納に関するお問合せ先 (平日8:30～17:15)

|              |    |              |
|--------------|----|--------------|
| 奈良県警察本部運転免許課 | 電話 | 0744-22-5541 |
| 香芝警察署交通課     | 電話 | 0745-71-0110 |